

・事業場外労働に関するみなし労働時間制

営業社員、セールス担当者等、通常の職場以外の場所での仕事がメインで、労働時間を算定しがたい時は、原則通常の所定労働時間働いたものとみなす、という制度です。

・裁量労働に関するみなし労働時間制

この制度には、**専門業務型裁量労働制**(スペシャリスト)、**企画業務型裁量労働制**(ホワイトカラーの場合)とあり、どちらも業務の性質上仕事の進め方等を適用労働者の裁量にゆだねなければならず、その結果労働時間の算定が困難な場合に限られます。

また、専門業務型に関しては業種が限定されていますし、企画業務型裁量労働制の適用に関しては、労使委員会の決議が必要等、一定の厳しい要件があります。

●ここで、ホワイトカラーエグゼンプションを考えてみよう！

変形労働時間制と、みなし労働時間制についてざっとお話しましたが、おわかりいただけましたか？

日本で一番多く採用されているのは1年単位の変形労働時間制で、フレックスタイム制は日本型の職場にマッチしないのか導入されているところは少ないですね。

また、みなし労働時間制は、事業場外のみなし労働時間制を導入されているところは比較的多いですが、裁量労働制は制約が多く、導入をためらう事業所さんが多いようです。

特に、**企画業務型裁量労働制**ですが、残業時間が多い企画業務の労働者への導入を検討したが、労使委員会の決議、一定事項を定期的に労働基準監督署に報告しなければならない等、手続きが煩雑なため断念、というケースもあるようです。

ここで、例のホワイトカラーエグゼンプションのターゲットを考えてみましょう！

厚労省の素案によれば、

- ・労働時間では評価できない業務に限定
- ・年収が相当程度高い(900万円以上?)
- ・権限と責任を相当程度伴う地位(管理職目前の労働者)
- ・仕事・時間配分に関して自己裁量権を持つ

等々ですが

浮かんでくるイメージは、外資でバリバリ働く人では？

そして、上の労働形態で言えば、企画業務型裁量労働制があてはまりそう。

でも、導入がなにかと面倒なら、ホワイトカラーエグゼンプション制度があれば使用者側は楽そう。外資は喜びそう...

それもそのはず、元はといえば、小泉内閣時代の日米投資イニシアチブ報告書においてアメリカ政府が日本政府に要請した内容から、出てきたのがこの素案です。要は、アメリカが日本国内の自国企業で働く社員の残業代を抑えたいから出てきたアイデアなのか？と勘繰りたくもなりますよね？

ホワイトカラーエグゼンプションの導入には待ったがかかった形です。

しかし、今、労働の形と質、そのあり方について考え直す時期が来ているのも事実だと思います。

★トピックス～「離婚分割」のおさらい～

リニューアル前のメルマガで(2006年1/20,1/30日号)で、離婚分割についてご説明しましたが、導入前のことでも有り、もう一度離婚分割についてご説明しておきたいと思います。

* ケーススタディについて興味がおありの方は、<http://www.nishio-sr.com/merumaga.htm> からどうぞ！

●まず前提条件から

1)離婚分割制度は、老齢厚生年金や退職共済年金についての離婚時分割制

度のことですので、国民年金の老齢基礎年金はこの制度上では関係ありません。(分割される老齢厚生年金、退職共済年金はともに原則的な部分のみです。)

2)分割を受ける側も、受給資格の25年をクリアしている必要があります。

●離婚分割は二つある！

離婚分割には、**2007年4月**から導入が予定されている「離婚分割」と**2008年4月**からの「離婚分割」と二つ制度があります。

・2007年4月からの「離婚分割」

厚生年金の場合、婚姻期間中のそれぞれの厚生年金納付期間を合算し、双方の合意又は裁判所の決定により最大で、その2分の1を分割することが基本です。

その場合、この年金は受給開始年齢に達すると自分の年金に加算されて支給されることになります。

ですので、この場合、納付額の多い方から納付額の低い方のほうへ給付されるということになります。

ご夫婦が二人とも厚生年金保険料を支払っていた場合、多く保険料を支払っていた方のほうの年金が分割されることになります。

必ず、夫から妻へと限ったことではないので、要注意！です。

離婚分割制度がなかった今までは、離婚の際に年金の分割を協議で合意していた場合でも、分割する側が死亡の場合は分割はされませんでした。が、今度の制度改革で、離婚分割に合意していれば、本人死亡後も分割されることになりました。

・2008年4月からの「離婚分割」

この離婚分割は、非常に限定的です。

分割する側→国民年金の第2号被保険者(つまり被用者ですね)

分割される側→2008年4月以降の国民年金の第3号被保険者
(被扶養配偶者)期間に限る

と、いうことになっています。

2007年型との最大の相違点は、離婚が成立すれば、分割側の意志に関係なく、2008年4月以降の婚姻期間の年金額の2分の1が分割されます。合意は必要ありません。

この場合も、必ず夫から妻へと限ったことではなく、妻が厚生年金保険料を支払い、夫が第3号被保険者(つまり被扶養配偶者)であれば、年金は分割されるということになります。

●西尾からのアドバイス

社会保険庁には、この離婚分割に関する問合せが殺到しているそうです。

そして、マスメディアも2007年の離婚分割を睨んで、離婚件数が現在のところ減少傾向にあると伝えています。

でも、離婚の減少は離婚分割を睨んでのことだけではなく、二人で力を合わせないと生き抜いていけない日本の経済環境も影響しているのではないかと思います。

老齢の基礎年金が満額でも月額にすると約7万円弱

平均的なサラリーマンの老齢厚生年金の額が多くて月額約18万円

この年金を離婚で分割したら、年金だけでは生活できません。

また、分割される側も老齢の年金と分割された年金では生活は難しいでしょう。

「離婚分割」の制度がスタートするから、離婚しても生活できるというわけではなさそうです。

「離婚分割」は、離婚の際の財産分与等の話し合いの中の一部と捉えたほう

がいいと思います。

~~~~~編集後記~~~~~

もう2月。

商売の世界では、忌み嫌われる二、八月ですが  
ピンチをチャンスに変えた鮭業界の「恵方丸かぶり」

チョコレート業界の「バレンタインチョコ」

素晴らしい企画ですよ。

その企画力を見習って、私も努力しようと思ってます。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
